令和元年11月(第2回) 宇部·山陽小野田消防組合議会定例会報告

2020. 2. 19

①一般質問

(1) 杉本保喜議員

消防署と消防団との円滑な連携について

1 連携の確保のために実施していることは何か。

答弁 本消防組合の中期実行計画で、地域防災力の強化として、消防団との合同訓練を主要事務事業に掲げており、平成30年度は各分団と管轄消防署で行う訓練を含め、19回実施している。宇部市・山陽小野田市消防連絡会議の開催や、各市消防団の分団長会議に出席して、消防団の活動状況などの情報を共有し、連携強化に取り組んでいる。

2 両者の連絡通信手段は良好か。

答弁 火災等の災害発生時には、消防指令センターから各分団に災害の種別、災害の場所、覚知時間、参集について一斉メールを配信して周知している。また、消防団車両の全てに双方向の通信が可能なデジタル無線が配備されており、連絡通信手段は良好である。

3 訓練の実施の状況はどうか。

答弁 毎年、林野火災を想定した長距離の中継消火訓練を実施している。令和元年度は、 大規模災害で必要となる無線の統制訓練と効率的な部隊運用を図るための現場指揮本部 開設訓練を実施した。また、安全管理及び緊急車両の運行に関する消防団員研修を開催し ている。今後も、実災害に即した訓練を実施することでさらなる連携強化に取り組んでい きたい。

4 台風19号の被害状況等の自然災害に対して、新たな対策等があるか。

答弁 大規模災害が発生した場合、消防団との連携を密にして被害状況の情報を収集し、応援要請を迅速に判断するとともに、県内の消防本部や緊急消防援助隊の応援要請を行うこととしている。令和元年度は構成市の防災部局と連携し、緊急消防援助隊受援計画に基づいて消防団の実働を盛り込んだ図上訓練を実施した。

近隣自治体との連携については、年間を通して様々な機会を捉えて、それぞれの装備状況、人員などを確認している。

消防団と常備消防が一緒になっての早期の避難対応は、まだ十分にできている状況ではないと思っているので、自主防災組織ともしっかり連携を取りながら実施していきたい。

(2)猶 克実議員

- 1 防火対策について
 - (1) 近年の放火火災の状況について

|答弁| 平成30年中に発生した火災は79件で、そのうち放火または放火の疑いにより発生した火災は6件。この火災による死者は1人で負傷者は発生していない。平成31年 1月から令和元年10月までに発生をした火災は62件で、そのうち放火または放火の疑いにより発生した火災は1件。この火災による死者、負傷者は発生していない。

(2) 高齢者の一人暮らしや空き家の防火対策について

|答弁|| 逃げ遅れを防ぐための住宅用火災警報器の設置や、日頃から地域住民で支え合え

る近所の協力体制づくりを、消防団、自主防災会及びコミュニティともに協力要請をしている。空き家の防火対策については、両構成市の空き家対策に係る会議に出席して空き家の位置などその状況を把握している。また、住民から空き家に関する情報提供や相談などがあった場合は、現地調査を実施し、その状況を構成市担当部局に情報提供して防火対策に役立てている。

(3) 消防法違反の防火対象物への対応について

答弁 物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする防火対象物においては、火災を早期に知らせる自動火災報知設備などの一定の消防用設備等を設置する義務がある。これらの消防用設備等が設置されていない場合には、防火対象物の名称や違反内容を総務省消防庁の通知に基づき公表し、建物の危険性に関する情報を利用者に提供している。現在、4事業所に係る違反内容を本消防組合のホームページで公表している。また、これらの違反の防火対象物の関係者に対しては、警告などの行政指導を行い、早急な改善を促し、利用者の安全確保に努めている。本消防組合の是正指導に従わない場合は、告発も視野に入れた消防法に基づく命令を行うなど厳格な違反処理に取り組んでいる。

違反の4件について現在の状況は、命令までいっているのが1件で、それ以外は警告前の行政指導の段階である。

2 救急出動について

(1) 119番通報時の聞き取り内容とその対応について

答弁 119番通報は、消防指令センターにおいて24時間体制で対応している。そのうち、救急要請に関わるものは、救急隊を間違いなく要請された現場へ到着させることや、救急隊が現場へ到着した後に円滑で適切な処置を行うための内容を聞き取っている。具体的には、詳細な住所の確認、住所がわからない場合は、現場周辺の目標物の確認や傷病者の意識や呼吸の状態、治療中の病気などを聴取している。これらを聴取している最中に救急隊に119番通報を入電していることを知らせ、出動の準備をさせており、出動までの時間短縮を図っている。なお、聞き取りの際、救急車の適正利用の観点から自力での受診が可能な方については、自分で通院されるようお願いしている。

(2) 緊急性のない119番通報時の対応と市民への周知について

答弁 救急車の適正利用については、平成27年に救急医療キャラバン隊を結成し、宇部市長、山陽小野田市長を先頭に救急医療の適正利用促進キャンペーンを行い、軽症者の割合が減少するなど一定の効果があらわれている。緊急性のない119番通報時の対応については、通報者に自力での病院受診が可能と確認できた場合は、その症状にあった医療機関を紹介している。また、救急要請ではなく、病状や病院に関する問い合わせの場合は、医師や看護師が電話で対応する山口県救急安心センターの#7119などの救急医療電話相談を案内している。市民に対する周知については、各消防署所へのポスターの掲示、消防関係のイベントや救急講習の際に啓発チラシを配布して概要について説明するなど普及啓発を図っている。

(3) 3次医療機関への搬送状況について

答弁 平成30年中の病院への搬送人員は7,998人、このうち入院が必要な中等症以上が5,367人で全体の67.1%を占めている。3次医療機関への搬送は、1,252人で全体の15.7%となっており、このうち山口大学医学部附属病院への搬送が1,

240人で管轄外への搬送が12人である。なお、平成31年1月から令和元年10月までの搬送状況についても同様の傾向で推移している。

(4) ドクターカーとドクターヘリの出動状況について

答弁 ドクターカーの平成30年中の出動件数は163件で宇部市が119件、山陽小野田市が44件。平成31年1月から令和元年10月までは132件で宇部市が96件、山陽小野田市が36件である。ドクターへリの平成30年の出動件数は300件で、特に山口県では山間地域や山陰側への要請が多いのが現状である。このうち、本消防組合管内では13件で宇部市が1件、山陽小野田市が12件で主な出動場所は宇部市では北部地区、山陽小野田市では厚狭地区と埴生地区となっている。平成31年1月から令和元年10月までは11件で宇部市が4件、山陽小野田市が7件である。

ドクターカーの出動については、協定に基づく出動基準で判断している。ドクターヘリについては、県の運航要領に基づく出動基準で判断している。

②平成30年度宇部・山陽小野田消防組合一般会計歳入歳出決算認定の件【全員賛成】 歳入決算額32億4,764万1,953円 歳出決算額31億8,146万1,056円

(6, 618万897円の剰余金が生じ、分担金で精算)

〇歳入

- 分担金及び負担金29億5,328万2,553円
- ・使用料及び手数料2、333万2、800円
- 県支出金5.978万円(石油貯蔵施設立地対策事業費補助金)
- •繰越金2, 306万2, 320円
- ·諸収入1億2, 998万4, 280円
- •組合債1,820万円(消防施設整備事業債)
- ・寄附金4,000万円

(山陽小野田市民から救急車及びその附帯設備品の購入費用とすることを条件に寄附が あり、小野田消防署の高規格救急自動車と資機材購入に使用)

質疑 歳入歳出の差額が大きくなった理由について

答弁 契約不履行違約金の関係で、不用額が発生したことにより、通常時の剰余金に上乗せされたことによるものである。

質疑 契約不履行違約金収入 1 億 2, 0 8 8 万 4, 4 0 0 円の内容と今後の発生について 答弁 平成 2 5 年に請負金額 6 億 4 4 2 万 2, 0 0 0 円で契約した消防救急無線デジタル 化整備事業について談合事件となり、契約書により請負金額の 2 0 %が歳入として入って きたものであり、今回限りである。

質疑 寄附金による高規格救急車の整備で増車となったのか

答弁 増車ではなく予定を1年前倒ししたものである。

〇歳出

- 議会費30万3,958円
- ・総務費1,379万1,283円

・消防費29億5,376万3,125円 《水槽付消防ポンプ自動車(山陽消防署)高規格救急自動車(宇部中央消防署)配備》

·公債費2億1,360万2,690円

質疑 ホームページ制作等委託料47万4,120円について、リニューアルの効果と内部の評価は

答弁 最新のものにバージョンアップし、ウェブサイトのサーバを外部サーバに移行した もので、携帯電話からのアクセスが非常に伸びていることを確認している。我々なりの最 大限での努力、少ない経費で効果を出していると評価している。

③地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件【賛成多数】

☆地方公務員法においては会計年度任用職員にかかる規定が追加され、地方自治法において は会計年度任用職員の期末手当の支給にかかる規定が追加されたことにより、関係条例の 整備を行うもので、施行日は令和2年4月1日である。

質疑 会計年度任用職員がいないのに、条例制定が必要な理由について

答弁 基準について、特に宇部市の基準規則を活用するということで進めている。宇部 市でもこの件について 9 月議会で決定している。

反対討論あり:会計年度任用職員は公務労働の場にはそぐわないし、特に消防組織には導 入するべきではないというもの

- ④宇部・山陽小野田消防組合会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件【賛成多数】

 ☆非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための地方公務員法及び地方自治法の一部
 を改正する法律の施行に伴い、条例制定するもの。主な内容は、一会計年度内を超えない
 範囲内で置かれる非常勤の職と定義される会計年度任用職員を、勤務時間に応じてフルタイムとパートタイムに類別し、給与、報酬等を支給するもので、施行日は令和2年4月1日である。
- ⑤成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件【全員賛成】
 - ☆地方公務員法が改正され、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い、本消防組合の関係条例の所要の整備及び元号の改正を行うもので、施行日は、成年被後見人等に係る関係条例の整備については令和元年12月14日、元号の改正については公布の日となる。
- ⑥宇部・山陽小野田消防組合職員の退職手当に関する条例中一部改正の件【賛成多数】

 ☆地方公務員法が一部改正されたことに伴い、当該条例の所要の整備を行うもので、主な内容は、会計年度任用職員にかかる退職手当の支給制限に関する規定を追加するとともに、元号の改正を行うもの。施行日は、退職手当の支給制限は令和元年12月14日、元号の改正は公布の日となる。